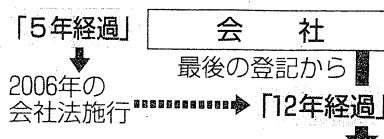


2014.12.24

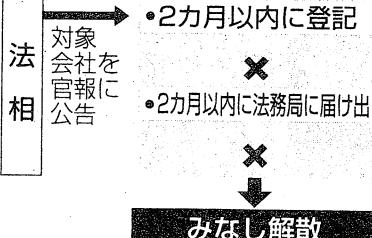
【第三種郵便物認可】

日本経済新聞(夕刊)

### 休眠会社のみなし解散の流れ



休眠会社



みなし解散は、役員変更などの登記が一定期間を、法務省の判断で解散

## 登記電子化で実態把握

させる制度。

法相が対象会社を官報

で公告した後、2ヶ月以

法務省民事局による

と、通知したうち「宛先

不明」として返送された

のは約6万社で、大半が

みなし解散となる可能性

が高いという。02年には

約11万社の休眠会社を確

認し、うち約8万社がみ

なし解散となつた。

かつては法務局の職員

が膨大な登記資料を手作

る。  
法務省は1974~2  
002年、一部の例外を  
除きおおむね5年に1  
回、みなし解散の手続き

登記していくも経営実体のない休眠会社の整理を進める法務省は24日まで、これまで5~12年おきた職権による「みなし解散」を来年度以降は毎年実施する方針を固めた。登記の電子化で実態を把握しやすくなつたことがきっかけで、休眠会社が犯罪に悪用されるのを防ぐ狙いもある。

## 法務省、来年度から犯罪悪用防ぐ

# 休眠会社、毎年整理へ

業で精査していたため「事務量や予算規模を考えると数年おきが限界」(民事局)だったが、08年に登記のオンライン化が完了し休眠会社の抽出が容易になった。

休眠会社の分割や転売

は新たに会社を設立する

よりも低コストで、審査

が甘いなどの問題もあ

り、詐欺や脱税など「経済」との指摘が出ている。

事件の温床になつていて

いる。